

【諮問第78・79号】

16川公審第 29号

平成17年1月31日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

川崎市公文書公開審査会
会長 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立てについて
(答申)

平成10年8月24日付け10川教庶第551号の2及び同日付け10川教庶第567号の2で諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

対象公文書は全部公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 諮問第78号関係

異議申立人は、平成10年3月3日付けで、旧川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「旧条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市立中学校全51校が実施機関に提出した平成7・8・9年度の教育課程編成届に関し、その教育課程を決定した教育課程編成会議及び職員会議、教科別会議、特別活動会議、部活動顧問会議、学年会議など教育課程を討議した会議録、決定した会議録及びそれらの会議で使用した文書、資料等のすべて」の閲覧及び写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成10年3月17日付けで、当該請求に係る対象公文書が大量、膨大で、閲覧等の判断に長期間を要することを理由として、旧条例第10条第2項の規定に基づく公文書閲覧等決定期間延長を異議申立人に通知した。

実施機関は、平成10年6月13日付けで当該請求対象のうち3校分について、同年7月3日付けで36校分（うち、3校については一部の年度分）について、それぞれ対象公文書中の氏名、学年、組等の情報は旧条例第7条第1項第1号に規定する個人情報生活事項に該当する情報であるとして、それらを除いた部分について公開する処分（残りの学校分については同日付けで該当する公文書が存在しないとして拒否処分）を行い、同年6月15日及び7月4日に対象公文書の閲覧及び写しの交付を行った。

異議申立人は、平成10年8月5日付けで当該一部公開処分について、「平成9年度分について承諾しているにもかかわらず公文書は公開されず、その写しも交付されていない。また、非公開となった情報は保護に値する個人情報生活事項ではない」として、一部公開処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第78号事件）。

(2) 諮問第79号関係

異議申立人は、平成10年3月3日付けで、旧条例第9条の規定に基づき、実施機関に対し、「市立向丘中学校が実施機関に提出した平成5～9年度の教育課程編成届に関し、その教育課程を決定した教育課程編成会議及び職員会議、教科別会議、特別活動会議、部活動顧問会議、学年会議など教育課程を討議した会議録、決定した会議録及びそれらの会議で使用した文書、資料等のすべて」の閲覧及び写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成10年3月17日付けで、当該請求に併せて全中学校に係る平成7年度から9年度までの同文書の閲覧等請求があり、対象公文書が大量、膨大で、閲覧等の判断に長期間を要することを理由として、旧条例第10条第2項の規定に基づく公文書閲覧等決定期間延長を異議申立人に通知した。

実施機関は、平成10年6月13日付けで当該請求の対象公文書中の氏名、学年、組等の情報は旧条例第7条第1項第1号に規定する個人情報生活事項に該当する情報で

あるとして、それらを除いた部分について公開する処分を行い、同月15日及び7月4日に対象公文書の閲覧及び写しの交付を行った。

異議申立人は、平成10年8月10日付けで当該一部公開処分について、「平成9年度分について承諾しているにもかかわらず公文書は公開されず、その写しも交付されていない。また、非公開となった情報は保護に値する個人生活事項ではない」として、一部公開処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第79号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 諮問第78号関係

平成14年5月16日付け意見書及び平成15年1月17日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- ア 当該一部公開処分の理由には具体的な記述がされておらず、どのような客観的判断要素によって非公開条項に該当するのかの理由付記がない。
- イ 理由があるのならば処分理由説明書の補充書を提出すべきであり、審査会はその提出を促し、実施機関の口頭による主張内容についても異議申立人に知らせ、これらに基づいた異議申立人の意見を聴いた上で公平な審理により答申を出すべきで、補充書を提出しない場合は、審査会はその範囲内で答申すべきだ。
- ウ 異議申立て後、長期間審理に入らなかったが、その理由も求める。

(2) 諮問第79号関係

平成14年5月16日付け及び平成15年2月10日付け意見書並びに同年1月17日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- ア 当該請求の対象公文書は、教育課程が編成されるまでに作成された文書のすべてであり、諾否の決定に当たっては、文書件名を明らかにし、現存しないものについては廃棄や紛失の理由等を明らかにした上で説明する義務がある。

しかし、当該一部公開処分の通知書には、閲覧等対象公文書の件名は記載されず、また、存在しない文書の不存理由の説明も記載されておらず、処分理由説明書においても明らかにされていない。

- イ 教育課程とは、文部省が全国的な不均衡が生じないように定める科目別総時数の上限及び下限の範囲内で、学校の事情に応じて学年別、科目別の年間授業時間数を決定し、計画的な授業が行えるよう教科間の調整を図りつつ、生徒に無理な負担をかけない方法によって授業を受けることができるようにする目的をもって、年間の教科別の授業時数を決定する授業計画をいい、それは、それぞれの教師が自己の教育計画を立案し、計画表、資料等を作成し、学年別の同一教科担当者間、他教科担当者間、教務担当主任、生活指導担当者等各段階別の調整会議を行い、校長の学年を超えた総合調整、職員会議での議を経て校長が決裁し、実施機関に報告されるものと思われる。

したがって、教科担当者の年間スケジュール表、各調整会議での文書、メモ等が多数作成されるはずのものである。

特に、部活代替制度を採用している学校の場合は、部活動の内容がクラブ活

動の内容と同一の教育的効果が得られることを要件として制度が認められることから、その要件具備の検討は教育課程編成上、必要不可欠なものであるので、当然、その検討結果は文書として記録されるものである。

このように教育課程の編成は、その作成課程において文書を作成し、検討し、決定するものであるから、各調整段階での文書は存在するはずである。

ウ 当該一部公開処分は、閲覧等に応じた公文書中の個人情報情報を非公開とする処分なのか、当該請求における請求書記載の公文書中不存在のものがあることについても含めた処分であるのか明らかでない。

平成9年度分公文書は閲覧等に応じられていないが、これは当該請求に対して拒否したものであるなら旧条例所定の様式により明らかにするべきである。

エ 氏名、学年、組等は個人情報であり、非公開としているが、閲覧等対象のいずれの文書に生徒の個人情報が記録されているのかは一部公開処分通知書及び処分理由説明書中に明らかにされていない。

また、教育課程編成業務の性質からすると、個人情報の大部分は教師（公務員）の職務上の個人情報であると思われるが、これは現川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号。以下「現条例」という。）第8条第1号ウの規定でも明らかであるが、非公開には該当しない個人情報であり、教育課程編成上、生徒の個人情報が含まれていたとしても学年、組については非公開には該当しない個人情報であり、当該一部公開処分は誤りである。

オ 当該請求の諾否決定に際して、その期間延長を行っているが、請求に対して承諾した文書は多種類とはいえず、大量でもない。

実施機関（指導部）や校長は、教育課程編成上作成される文書について、地位及び職歴から当然の知識として知っているものであり、対象公文書の特定も即座に可能で、その諾否判断に要する期間も予測できるものと思われる。

当該請求の対象公文書は、複数年度分ではあるが、教育課程の編成手続に大幅な変更は認められないから、単年度分を対象として諾否の判断をすればよいので、15日以内の諾否決定期間であっても複数年度分の判断は可能であると思われる。

閲覧等に応ずる文書の確認や非公開部分の点検等実務に要する時間は、期間延長が必要なものとはなるが、当該請求にあっては約3ヶ月の延長期間を要しており、これは必要最小限の期間延長とは思われない。

確かに当該請求に併せて他の50校分の同文書の閲覧等請求が行われているが、いずれの中学校でも同様の手続によって教育課程は編成され、いずれの校長も同様に対象公文書の特定ができるので、諾否判断を遅らせる多種類性、大量性の要因はなく、知る権利を侵害する期間延長である。

カ 以上のように当該一部公開処分の理由には具体的な記述がされておらず、どのような客観的判断要素によって非公開条項に該当するのかの理由付記がない。

理由があるのならば処分理由説明書の補充書を提出すべきであり、審査会はその提出を促し、実施機関の口頭による主張内容についても異議申立人に知らせ、これらに基づいた異議申立人の意見を聴いた上で公平な審理により答申を

出すべきで、補充書を提出しない場合は、審査会はその範囲内で答申すべきである。

また、異議申立て後、長期間審理に入らなかったが、その理由も求めるものである。

4 実施機関の主張要旨（諮問第78号・第79号関係共通）

平成11年5月20日付け処分理由説明書及び平成14年11月21日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

当該2件の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）に係る対象公文書は、教育課程編成会議、職員会議等公文書閲覧等請求書に例示的に記載された会議を始めとしてその他の教育課程編成届に関して教育課程を決定又は討議した際の会議録とその会議資料等であって、各中学校に対象公文書のいずれかが保管・管理されているかを調査し、その中学校に当該公文書のいずれかが保管・管理されていれば個人生活事項を除いて閲覧等を承諾したものである。

したがって、公文書閲覧等請求書に記載されている会議のすべてについて該当する公文書が存在し、それらのすべてについて個人生活事項を除いて閲覧等を承諾したのではない。

つまり本件請求に対しては、該当する公文書のすべてを異議申立人の閲覧等に供したものであり、これ以外の対象公文書は存在しないので閲覧等は不可能である。

また、氏名、学年、組等は個人生活事項であり、特定の個人が識別又は識別され得る情報であるので非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 当審査会は、諮問を受けた案件の異議申立人が同一人であり、対象公文書の内容はいずれも同種のものであり、実施機関の処分理由及び異議申立人の意見書もそれぞれの案件に共通した趣旨であったため、併合審理することと決定する。

(2) 現条例は平成13年3月29日に公布され、同年4月1日施行されたが、同日前になされた処分に対する不服申立ては旧条例が適用されるものと解されているので、本件については旧条例を適用し、次のとおり判断する。

(3) 旧条例第1条は「情報公開の理念の実現を図るための方策として、公文書の閲覧等を請求することができる権利を保障する」と定めており、その第6条において「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の所管する事務に係る公文書の閲覧及び写しの交付(以下「閲覧等」という。)を請求することができる。」とし、その第7条は、第1項において「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の閲覧等を拒むことができる。」と規定し、第2項では「実施機関は、請求に係る公文書に前項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合は、これを可能な限り区分し、同項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を閲覧に供し、又はその写しの交付をしなければならない。」としているところからすれば、公文書については、公開されるのが原則であり、その例外として公

開できない場合には、実施機関においてその理由について主張・立証することを要するものとしていると解することができる。

- (4) しかるに、実施機関は、本件対象公文書について、旧条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当する情報であると主張するものの、審査会の度重なる請求にもかかわらず、実際に、その要件該当性の有無について審査会において判断するために必要な対象公文書を今日に至るも提出していない。したがって、審査会としては、実施機関における主張はともかく、立証については現時点においては何らなされていない状況であると判断せざるを得ない。

さらに、本件両諮問が当審査会になされたのは平成10年8月24日であり、それから今日まで対象公文書を提出するについて相当と思料される期間は既に経過しているのであるから、それにも拘わらず対象公文書を提出していない以上、実施機関において自らの主張について立証する意思はもはやないものと判断することが相当であると思料する。

- (5) そうであるならば、実施機関からは非公開とすべき事由に該当する旨の主張・立証が尽くされておらず、審査会として非公開とすべき事由の有無を判断することが出来ない以上、旧条例の原則に立ち戻って対象公文書について全部公開すべきであると考ええる。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委 員	小 林	美智子
委 員	鈴 木	庸 夫
委 員	高 岡	香
委 員	安 富	潔